

僕の名前は「なごワン」。
消費生活Q&Aを紹介するワン。



消費生活Q&A 架空請求

Q  (安 しん子ちゃん)

なごワン！突然「民事訴訟管理センター」から「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」が届いたけど、どうしたらいいの？財産を差し押さえすると書かれているからすぐに記載の電話番号に掛けた方がいいのかな？

A  (なごワン)

慌てて電話を掛けたらダメだワン！！
今、郵便ハガキやSMSによる架空請求やアダルトサイトからの架空請求（ワンクリック詐欺）などの相談が多くなっているワン。

Q  (安 しん子ちゃん)
そうなんだね。ハガキで送られてきても架空請求の場合があるんだね。

A  (なごワン)

そうだワン。

- ① 慌てて電話をかけない
「期日までに連絡するように」と書いてあっても、決して連絡をしない。
- ② すぐに支払いをしない
「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」「財産差し押さえをする」など不安をあおるような事を言われても、すぐに支払わない。

少しでも怪しいなどと思ったら**和水町総務課 消費生活相談窓口**に相談することが大切だワン。